

東京第一会計ニュース

2012(平成24)年6月1日発行

No.93  
CONTENTS

平成23・24年度税制改正

クローズアップ 社会保険料と税金の増え続ける負担

顧問先紹介【アリス株式会社】

ワンポイント税務 国税通則法の改正

末広会雑学セミナーのご案内

礎

いしずえ



# 平成 23・24 年度 税制改正

平成 24 年 3 月 30 日に平成 24 年度税制改正が成立しました。

平成 24 年度の税制改正は、平成 23 年度の税制改正からの流れを汲んだ内容になっています。そこで、平成 23 年から平成 24 年に行われた税制改正をご紹介します。

平成 23 年 1 月に国会に所得税法等の一部を改正する法律案が提出されました。

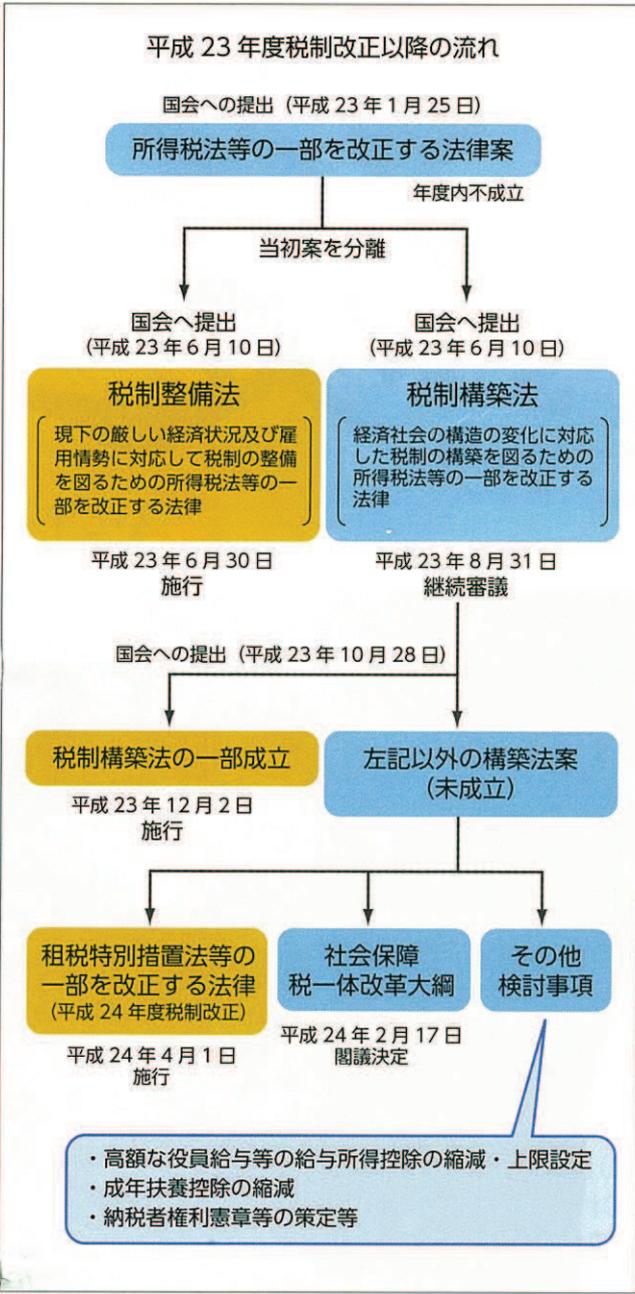
しかし、年度内に成立せず、平成 23 年 6 月に税制整備法と税制構築法に分離され、税制整備法のみが成立し、税制構築法は継続審議

になりました。

その後、税制構築法の一部が成立・施行され、残りの構築法案については、その一部が平成 24 年度税制改正に盛り込まれました。しかし、社会保障・税一体改革など未だに検討事項として積み残されている構築法案もあります。

それでは、法案成立の順に内容を確認してみましよう。

初めに平成 23 年 6 月 30 日に成立・施行となった税制整備法の一部をご紹介します。



## 税制整備法

### 所得税

① 年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金等の収入が 40 万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が 20 万円以下の者について、確定申告書を提出することを要しない制度が創設されました。

※平成 23 年分以後の所得税について適用

② 申告義務のある者の還付申告書の提出期間の見直し

申告義務のある者の還付申告については、還付申告書の提出期間が翌年の 1 月 1 日から提出可能となりました。(申告義務のない者の還付申告については従前通り 1 月 1 日から提出可能)

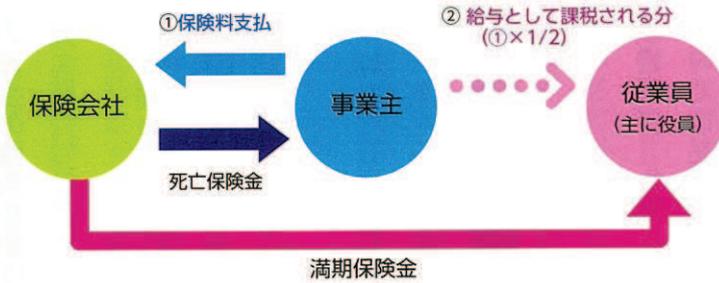
※平成 23 年分以後の所得税について適用

③ 一時所得の計算上、控除する保険料の明確化

満期保険金に係る一時所得の計算上、その支払いを受けた金額から控除できる保険料は、事業主が負担した保険料のうち、給与所得課税が行われたものに限り明示されました。

例えば、被保険者を従業員とし、死亡保険金の受取人を事業主、満期保険金の受取人を従業員(主に役員)とした養老保険契約を締結します。この時、事業主が負担した保険料の

被保険者を従業員とし、事業主が養老保険契約を締結した場合  
 死亡保険金受取人 **事業主** 満期保険金受取人 **従業員**



満期保険金の一時所得の計算上、必要経費となるのは？

- ・ 改正前・・・①の金額
- ・ 改正後・・・②の金額

うち2分の1に相当する金額が従業員の給料として課税されます。  
 従業員が満期保険金の支払いを受けた場合の一時所得の計算上、事業主の負担した保険料全額を必要経費とすることが可能でした。このように給与課税されていない保険料も必要経費とすることが可能であったため、租税回避に利用されてきました。今回の改正は、当該事項について適正化を図った内容となっています。

※平成23年4月1日以後に支払われる生命保険契約等に基づく一時金について適用

④認定NPO法人に寄附をした場合、または、公益社団法人等に寄附をした場合の所得額の特別控除

個人がその年中に、認定NPO法人または一定の公益社団法人等に対して支出した寄附金(総所得金額等の40%相当額が限度)で、その寄附金が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額(所得税額の25%相当額が限度)をその年の所得税額から控除できます。

※平成23年分以後の所得税について適用

例えば、その年中に支出した認定NPO法人に対する寄附金の金額が100,000円とした場合

**A. 寄附金控除 (所得控除)**

100,000円 - 2,000円 = 98,000円 ... ①

①の額に所得税率を乗じた額が税金の軽減額となります。所得税は累進課税ですので、所得が多いほど税率が高くなり税金を軽減できる額が増加します。

所得税率が10%の場合、①×10%=9,800円  
 所得税率が33%の場合、①×33%=32,340円

A、B有利な方を選択適用できます

**B. 税額控除**

①×40%=39,200円

ただし、所得税額が80,000円の場合20,000円(80,000円×25%)が税額控除可能限度額となります。

課税所得金額に税率を乗じて算出した所得税額から控除可



**法人税**

①法人税中間申告制度の改正

法人税の中間申告制度について、仮決算をした場合の中間申告税額が、前期基準額(前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額)を超える場合及び前期基準額が10万円以下である場合には、中間申告書を提出できないこととされました。

※平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用

②雇用促進税制の創設

(礎92号ワンポイント税務参照)

**相続税**

①連帯納付義務による延滞税の見直し

相続税の連帯納付義務を履行する場合に負担する延滞税の税率は、2ヶ月間は年利4.3%ですが、それ以降は年利14.6%となります。連帯納付義務により自分の責めによらない理由で納付を行う共同相続人にとっては、きわめて過酷なことでした。そこで、一定の要件のもと延滞税を利子税(最高年利4.3%)に代える等の措置が講じられることになりました。

※基準割引率(旧公定歩合)が0.3%の場合

※平成24年4月1日以後の期間に対応する延滞税について適用

② 住宅取得等の資金の贈与を受けた場合の非課税措置の拡充（詳細は後述参照）

**消費税**

（礎91号ワンポイント税務参照）

- ① 課税売上割合95%ルールの見直し
- ② 事業者免税点制度の見直し

次に平成23年12月2日に施行された税制構築法の改正ポイントをみていきましょう。

**税制構築法**

**法人税**

① 法人税率の引き下げ

法人税率については左記の表の通りです。

	改正前		改正後	
		課税所得年800万円以下		課税所得年800万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
中小法人	30%	22% (18%) ※1	25.5%	19% (15%) ※2
公益法人等、共同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	22%	(18%) ※1	19%	(15%) ※2

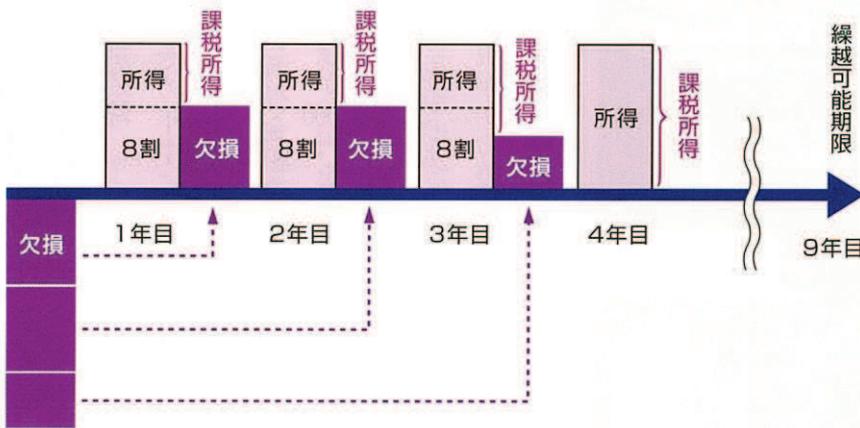
※1 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されます。ただし、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として、この税率が適用されます。  
 ※2 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

※平成24年4月1日以後に開始する事業年度について適用

② 欠損金の繰越控除制度の見直し

1 青色欠損金の繰越控除限度額について、繰越控除をする事業年度の繰越控除前所得の金額の100分の80相当額とされました。ただし、中小法人等については、従前の繰越控除限度額が引き続き適用されます。

2 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間について、7年から9年に延長されました。



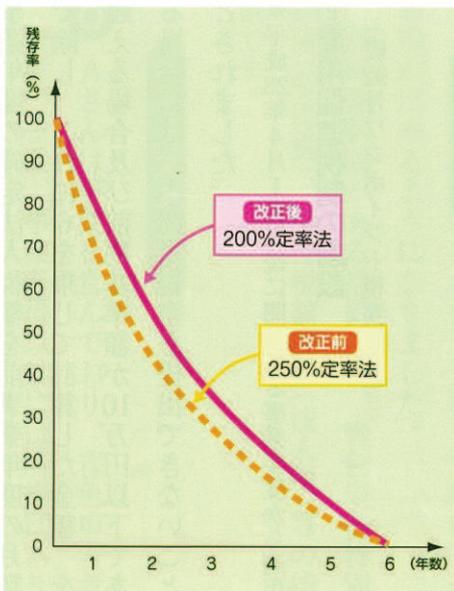
③ 減価償却制度の見直し

平成24年4月1日以後に取得をする減価償却資産および資本的支出の定率法の償却率が、定額法の償却率を2倍した率とされました。（改正前は2.5倍）

例えば、期首に車を300万円で購入した場合  
 減価償却方法…定率法  
 耐用年数…6年

	改正前	改正後
定額法償却率	0.167	0.167
定率法償却率	0.417 (0.167 × 2.5)	0.333 (0.167 × 2)
減価償却費	3,000,000 × 0.417 = 1,251,000	3,000,000 × 0.333 = 999,000

費用計上できる額が252,000円減少



ただし、経過措置として平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に取得した減価償却資産または資本的支出については、改正前の償却率を適用することができます。

**国税通則法**

詳しくは当号のワンポイント税務でご紹介しております。

最後に、今回の平成24年度税制改正についてみていきましょう。

**平成24年度税制改正**

**所得税**

**① 給与所得控除の見直し**

現在の給与所得控除は、給与収入に応じた、逡増的に控除額が増加していく仕組みとなっており、上限はありませんでした。しかし、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと等から、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限(245万円)が設定されました。  
※所得税は平成25年分から、住民税は平成26年度分から適用

**② 特定支出控除の見直し**

従来の特定支出控除とは、給与所得者がその年中に支出した特定支出の合計額のうち一定の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができる制度でした。

今回の税制改正で給与所得控除に上限を設けることに併せ、特定支出控除を使いやすくする観点から、特定支出の範囲を拡大するとともに、特定支出控除の適用判定の基準の見直しがなされました。

	改正前	改正後
特定支出の範囲	通勤費や転居費用等	左記の他、資格取得費、職務に必要な勤務必要経費を追加。 勤務必要経費とは 職務に通常必要な交際費、職務に関連のある図書の購入費用等が該当し、給与収入額にかかわらず、年間65万円を限度とします。
適用判定の基準※	給与所得控除額の総額	給与収入1,500万円以下の場合 給与所得控除額の2分の1
		給与収入1,500万円超の場合 一律125万円

※適用判定の基準額を超えた額が、給与所得控除額に加算できる額となります。

例えば  
年間給与収入 500万円、  
特定支出 100万円の場合

給与所得控除額 154万円  
特定支出控除額 (100万円 - 154万円 × 1/2) = 23万円  
∴ 154万円 + 23万円 = 177万円が給与収入から控除できます。

**③ 退職所得課税の見直し**

退職所得については、長期間にわたる勤務の対価が一時期にまとめて後払いされるものであることや、退職後の生活保障的な所得であること等を考慮し、退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額とする累進緩和措置が取られています。

しかし、法人役員等の退職金については、比較的短い在任期間でも、一般従業員に比べ高額な場合も多く、また、役員の退職金は自己決定度合が高いなど、一般従業員の退職金とは相当に異なる事情があります。

これを踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、退職所得から退職所得控除額を控除した残額を2分の1とする措置が廃止されました。

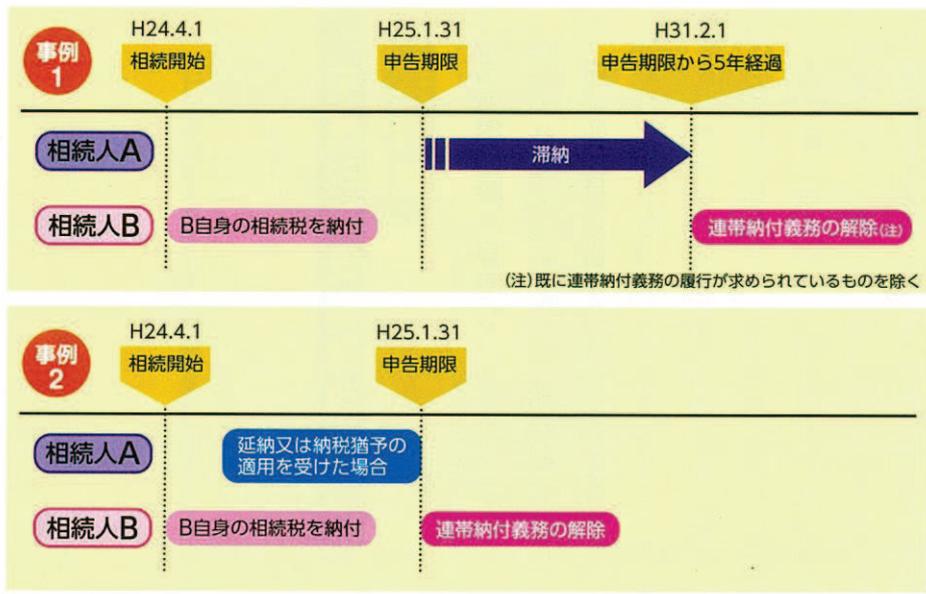
※平成25年分以後の所得税について適用

**相続税**

**① 相続税の連帯納付義務の見直し**

次の場合には、相続税の連帯納付義務が解除されることになりました。

- 1 申告期限等から5年を経過した場合
  - 2 延納または納税猶予の適用を受けた場合
- 相続により財産を取得した者は、それにより受けた利益を限度として、互いに連帯納付



の義務を負うこととされています。  
5年経過時点で既に連帯納付義務の履行を求めているものについては、継続して履行が求められます。  
(参考)徴収権の消滅時効：5年(国税通則法72条)  
※平成24年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税について適用

②直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充  
非課税措置が3年間延長されました。当該非課税限度額は適用を受ける年により異なります。  
省エネ・耐震性を備えた住宅の場合には非課税額が50万円加算されます。

贈与年分	省エネ・耐震住宅の場合の非課税限度額	左記以外の住宅の場合の非課税限度額
平成 24 年	1,500 万円	1,000 万円
平成 25 年	1,200 万円	700 万円
平成 26 年	1,000 万円	500 万円

**国際課税**

①国外財産調査制度の創設

国外財産に係る所得や相続財産の申告漏れについて近年増加傾向にあり、国外財産に関する課税の適正化が問題となっています。  
国外財産の把握体制が十分でない中、内国税の適正な課税及び徴収に資するため、一定額(5,000万円)を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調査の提出を求める制度が創設されました。

**今後の検討事項**

また、加算税の特例として、国外財産に関する所得等の申告漏れが発覚した場合において、国外財産調査に国外財産の記載がある部分については、過少(無)申告加算税が5%軽減されます。  
一方で、国外財産調査の不提出・記載不備に係る部分については、過少(無)申告加算税5%が加重されることとなりました。

社会保障・税一体改革  
平成27年1月から「社会保障・税に関わる共通番号制度」の導入が予定されています。

消費税：消費税率を平成26年4月に8%、平成27年10月に10%へ引き上げる予定です。  
平成27年度以後の共通番号制の本格稼働を前提に給付付き税額控除が導入される予定です。また、食品等の軽減税率については当面の間見送られる予定です。

所得税：課税所得5,000万円超の所得税率を平成27年1月より40%から45%に引き上げる予定です。

相続税：平成27年1月より相続税の基礎控除額を現行の6割に縮小し、最高税率を50%から55%に引き上げる予定です。

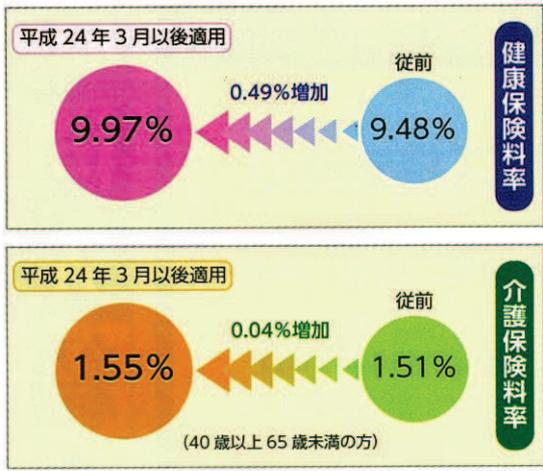
# クローズアップ 社会保険料と税金の 増え続ける負担

最近では、消費税の増税が話題となっておりますが、消費税以外にも我々が負担している社会保険料や税金は年々増加する傾向にあります。今回は、給料から控除される社会保険料や税金の負担を中心に紹介致します。

## 社会保険料

社会保険料とは、健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料(国民年金保険料)・雇用保険料等を総称した呼び方です。

### ①健康保険料・介護保険料



※上記保険料率のうち労働者負担分は、事業主と折半した分です。  
※全国健康保険協会東京の場合の料率です。

### ②厚生年金保険料



※平成29年9月までは、毎年9月に引き上げられます。  
※上記保険料率のうち労働者負担分は、事業主と折半した分です。  
※日本年金機構の場合の料率です。

### ③雇用保険料

平成24年4月以後適用	雇用保険料率	事業主		労働者		事業の種類
		従前	平成24年4月以後適用	従前	平成24年4月以後適用	
↑	15.5/1000	9.5/1000	6/1000	13.5/1000	8.5/1000	一般の事業
	17.5/1000	11.5/1000	7/1000	16.5/1000	10.5/1000	建設業

また、介護保険料については65歳以上の方が、お住まいの市町村に納めることとなります。当該介護保険料についても引き上げがなされ、計算の基礎となる金額(基準額)が6,000円を超える自治体も出てきました。

## 税金

給与から控除される税金は、一般的に(源泉)所得税と住民税が挙げられます。所得税率は下記表の通り、住民税は課税所得金額の10%が課せられます。また、東日本大震災の復興財源の確保のため、震災復興特別税も課されることとなりました。

## 増え続ける負担

前述の通り、社会保険料と税金の負担が、平均的な給与所得者でも給料額面の2割以上となることも考えられます。さらに、社会保険料や税金のみならず光熱費等の値上りといった負担が増加する一方、就職難や年金の減額等により収入が保障されているとは言い難い状況です。

このような状況の中、消費税が増税になった場合の我々の生活はどうなるのでしょうか。我々は今、将来に向け何をしなければならぬのか真剣に考えざるを得ない状況に立たされています。

### ■ 所得税率表

課税総所得金額等	税率
195万円以下	5%
195万円超 330万円以下	10%-97,500円
330万円超 695万円以下	20%-427,500円
695万円超 900万円以下	23%-636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%-1,536,000円
1,800万円超	40%-2,796,000円

### ■ 震災復興特別税

#### 所得税

平成25年1月から25年間、納税額の2.1%分が付加されます。例えば、所得税率10%の場合⇒10.21%となります。

#### 個人住民税

平成26年度から10年間、均等割が年1,000円上乗せされます。

#### 法人税

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の法人税額の10%分が付加されます。

# ワンポイント税務

昨年11月30日に改正国税通則法が成立し、12月2日に公布されました。この改正では、以前から期待されていた納税者権利憲章の制定がされず、むしろ新たに納税者に義務を課すような不利な内容が含まれています。

## 国税通則法とは……

国税（法人税法、消費税法等）についての基本的な事項及び共通的な事項を定めた法律で、納税義務の適正な履行を確保することを目的としています。内容は、申告・更正・決定、納付期限、納税の猶予、各種加算税、延滞税、税務官庁の処分不服のある者の救済制度などがあります。

今回のワンポイント税務では、

- ・更正の請求
- ・質問検査権
- ・調査の事前通知手続
- ・租税罰則

この4項目について取り上げます。

## 更正の請求の期間延長及び請求範囲の拡大

更正の請求とは、申告書を提出した後で、納める税金を実際よりも多く申告していた場

## 「国税通則法の改正」

合等に、訂正を求める事が出来る手続きのことです。

### ①期間の延長

従来、更正の請求が出来る期限は、法定申告期限から1年間とされていましたが、今回の改正により原則5年間に延長されました。適用は、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税からです。

		改正前	改正後
所得税 消費税 相続税	納税者による更正の請求	更正の請求	1年 / 5年
	税務署長等の手続	増額更正	3年 / 5年
		減額更正	5年
		純損失等の金額の更正	
	脱税の場合の更正	7年	
贈与税	納税者による更正の請求	更正の請求	1年 / 6年
	税務署長等の手続	増額更正	6年
		減額更正	
		脱税の場合の更正	7年
法人税	納税者による更正の請求	更正の請求	1年 / 5年
		純損失等の金額の更正の請求	9年
	税務署長等の手続	増額更正	5年
		減額更正	
		純損失等の金額の更正	7年 / 9年
	脱税の場合の更正	7年	

### ②請求範囲の拡大

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置のうち、一定の措置については更正の請求により、事後的に適用が受けられるようになりました。

具体的な範囲が拡大された措置は、純損失の繰越控除（所得税）、外国税額控除、配偶者に係る相続税額の軽減等の措置です。

また、控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置についても、更正の請求により、適正に計算された正当額まで増額させる事が出来るようになりました。

控除額制限がある措置とは、青色申告特別控除（所得税）、所得税額控除（法人税）等の措置です。

### ケーススタディ

◎ Aさんは事業を営んでおり、青色申告者です。また、事業所得以外には所得はありません。

Aさんの平成23年の事業所得は、赤字（損失）でした。しかし、純損失の繰越控除（注1）の適用金額を記載せず申告をしてしまいました。

このような場合にも、更正の請求をすれば、純損失の繰越控除の適用が受けられるのでしょうか。

A

純損失の繰越控除の適用が受けられます。今回の改正により、純損失の繰越控除については、当初申告要件の廃止と控除額の制限の見直しがなされたので、更正の請求をすれば、金額の記載がなく、また金額の記載を誤っていた場合にも、適正額までの繰越しが認められます。

〔注〕純損失の繰越控除とは：

青色申告の特典の一つであり、損失額を翌年以後3年間にわたり繰越し、各年分の所得金額から控除できる制度です。

### 国税通則法における質問検査権の規定の新設及び新たな権限の付与

質問検査権とは、税務調査において必要があるときは、納税者に質問をし、または帳簿書類その他物件について検査をする権限を言います。

個別の各税法に定められていた質問検査権の規定を国税通則法に統合した上で、『納税者に質問し、帳簿書類等を検査する』ことに加え、

『帳簿書類等の提示若しくは提出を求めることができる』ことが法制化されました。これにより質問検査権が一段と強化されています。

また、提出物件の『留め置き』についても規定されました。これは、税務調査において必要があるときは、納税者より提出された物件を、『留め置き』できるという内容です。これまでは帳簿書類等の持ち帰りを断ることも可能でした。しかし、『留め置き』規定の新設により、帳簿書類等の借用要求に対して、拒否が出来ないようにも考えられます。ただし、あくまで任意調査である事を前提とすれば、提出を強制することはできず、調査担当官が『留め置き』の必要性について説明出来なければ『必要があるとき』とは認められず、『留め置き』はできないものと考えても良いかと思われまます。

### 納税義務者等に対する調査の事前通知手続の制定

税務調査の事前通知手続が法制化されました。具体的通知事項は、日時、調査目的、調査対象税目、対象期間等です。事前通知は、納税者本人と顧問税理士の双方になされ、調査受任の際、通知事項を漏れなく確認する事が大切になります。なお、調査対象期間につ

いては、更正期間の5年が調査対象期間にならざるも考えられ、調査が長期化する恐れがあります。このため、特に調査に対する必要性の判断が出来得る理由を開示してもらうこと、また、税目の通知に適った調査の実施が納税者の負担軽減にもつながります。

このような事前通知が義務付けられました。同時にその例外規定も新設されています。それは、調査の遂行に支障を及ぼす可能性がある場合においては、課税庁の判断のもと無予告調査がなされる恐れがあるということですから。無予告調査に対してはなおさら理由開示を求め、納税者に、例外規定を適用する程度の違法性があったのか等確かめる必要があります。納税者も突然、合理的な理由もなく事務所や店舗に税務署職員が調査に訪れた場合は、『本日は、都合が悪いのでお帰り下さい。』と毅然とした態度で臨む必要があります。

### 新たな租税罰則の創設

更正の請求書に偽りの記載をした者あるいは、物件の提示又は提出の要求に対して、正当な理由がなくこれに応じなかった者などに対して罰則規定を設けています。要するに課税庁の質問検査権の強化を担保したものと考えられます。